

「議案第 62 号 学習用タブレット端末等調達契約の締結について」

ご報告申し上げます。

本案は、市立学校 14 校及び市教育センターにおいて活用する学習用タブレット端末等の調達契約であります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、インターネットへの接続によるトラブルや健康面への影響などの課題や懸念もあることから、適宜、利用に関するガイドラインの見直しを図るなど安全安心な活用を図りつつ、教育活動の充実へとつながるよう引き続き取り組まれたいこと。

なお、児童・生徒による破損や紛失により、弁償を求めた事例も一定あることから、運用や使用方法をより明確にし、児童・生徒へ適切に周知・指導されるよう意を配されたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。